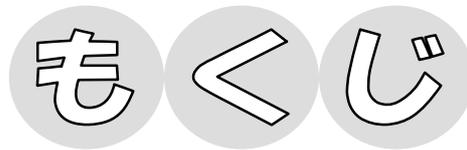


# ほいくえんの ごあんない

2013年6月版

保育園とは、保護者が就労や病気などの理由でお子さんを家庭で保育できない時に、保護者に代わって保育することを目的とする児童福祉施設です。



認可保育園の入園の手続き	．．．．．	P . 1
保育所入所選考基準	．．．．．	P . 7
認可保育園の入園が決まったら	．．．．．	P . 9
認可保育園一覧	．．．．．	P . 11
家庭的保育事業(保育ママ制度)	．．．．．	P . 13
品川区の子育て支援事業	．．．．．	P . 15
保育料について	．．．．．	P . 22
保育園保育料一覧	．．．．．	P . 24
東京都認証保育所	．．．．．	P . 25
お問い合わせ連絡先一覧	．．．．．	P . 26



認可保育園の入(転)園の申込みをする場合は、  
この冊子をよくお読みいただき、内容をご理解のうえお申込みください。

品川区 子ども未来事業部 保育課 入園相談係

TEL:03-5742-6725(直通) FAX:03-5742-6350

< 入園選考について >

(1) 入園選考の結果、保育園に入園できない方に対しては、入園希望した最初の月のみ選考結果を文書で通知します。それ以降は入園が内定するまで選考結果のご連絡はいたしません。

なお、4月入園の選考結果は年度内の最終選考になるため、申込まれている方全員に文書で通知します。

(2) 入園申込された後、下記の変更があった場合は必ず書面にて入園相談係へ提出してください。

変更内容	提出書類
入園申込みを取り下げたいとき	変更届(入園申込者用)
希望保育園や入園希望月を変更したいとき	
住所や電話番号が変わったとき	
家族構成が変わったとき	
保護者の仕事が変わったとき	変更届(入園申込者用) + 勤務(内定)証明書
お子さんが認可外保育所(認証保育所含む)等に 通い始めたとき	認可外(認証)保育施設等の保育料領収書の 写し

< 保育園に申込みできる方の要件(入園資格) >

保育園に入園申込みができるのは、品川区に住民票があり、保護者が次のいずれかの理由でお子さんの保育ができない状態にある場合です。

お子さんの出生前には申込みすることはできません。(入園予約制度をご利用になる場合は除く。)

- (1) 居宅外で常時働いている場合
- (2) 居宅内で常時家事以外の仕事をしている場合
- (3) 病気や心身に障害がある場合
- (4) 出産をする場合
- (5) 病気や心身に障害のある親族を常時看護・介護している場合
- (6) 災害の復旧活動をしている場合
- (7) その他、明らかに保育できない事情がある場合

なお、お子さんに集団生活を体験させたいという理由では、申込みはできません。

< 保育園に通園できる期間 >

お子さんの保育ができない理由により、保育園に通園できる期間が異なります。最長で、小学校就学前(6歳に達した年度の3月31日)までとなります。

申込み要件	保育園へ通園できる期間
(1)・(2) 居宅外・内就労	入園を承諾する日から小学校就学前までの範囲内で、左記の理由により保育を必要とする期間
(3)・(5) 疾病、介護等	
(4) 出産	出産予定月を挟んで、前後2ヶ月間(計5ヶ月間)
(6) 災害復旧	入園を承諾する日から災害の復旧が完了すると見込まれる期間
(7) その他	入園を承諾する日から小学校就学前までの範囲内で、保育を必要とする期間
求職	入園を承諾する日から1ヶ月間

【調整指数】

番号	調整指数の加減を適用する世帯の状況	指数
1	生活保護受給世帯	4
2	ひとり親世帯またはこれに準ずる世帯	6
3	世帯の生計中心者が失業・倒産等により、生計維持のため就労を要するとき	6
4	区内在住の兄弟姉妹で異なる区内認可保育園に在園しており、第一希望で同一区内認可保育園に転園申請する場合	1
5	兄弟姉妹が区内認可保育園に在園している区在住児童が、区内認可保育園に入園申請する場合	3
6	集団保育を必要とする障害児等で、特別支援保育審査会で認められた場合	4
7	申込児が障害を有するために通所施設(品川児童学園等)に通所、または病院に定期的に通院している場合	2
8	入所を希望する児童を認可外保育施設等(都道府県に届出がある施設のうち認証保育所を除く)に預けている場合	3
9	入所を希望する児童を認証保育所に預けている場合	2
10	入園希望園が全て夜間保育園で、夜間保育を週3日以上必要とする場合	2
11	年齢上上限のある区内認可保育園から転園を希望する場合(4月転園時のみ適用)	2
12	保護者が単身赴任をしている場合	1
13	求職中で求職活動を証明できる公的な書類の提出がある場合	1
14	兄弟姉妹で同時に保育園入園申請する場合(転入予定者は除く)	1
15	勤務先(仕事場)に児童を同伴している場合 ただし職場が危険業種の場合は対象外とする	- 1
16	同一世帯に未申請児(介護を要する児童を除く)がいる場合	- 1
17	正当な理由なく、保育料(区立幼稚園・区立認定こども園含む)を滞納している場合(卒園児・退園児も含む)	- 10

< 基本指数の注意事項 >

基本指数は保護者(父母)それぞれの状況に基づいて認定し、合算する。

同一指数の場合の優先順位は、基本指数の高いもの 階層(課税額)の低いもの 同居の祖父母のいないもの 区内在住年数の長いものとする。

外勤・自営は直近の勤務実績をもとに指数をつける。

外勤・自営の指数認定の際は、原則として時給または都の最低賃金で収入を割り返して、勤務時間を算出する。ただし、算出した時間が勤務(内定)証明書等に記載されている勤務時間を超える場合は、勤務証明書等の勤務時間で認定する。

日中とは、午前7時30分から午後6時30分までの時間をいう。それ以外の時間帯については、日中の2/3の時間で算定する。

育児休業法等が適用されない休職は、原則として内定、求職活動として取扱う。

入所申込締切日現在、給与明細等で確認できる1ヶ月以上の実績のない者、就労状況申告書に記載された就労時間と収入が不一致の者も原則として就労内定とする。

必要書類が未提出の場合は選考対象外とする。

< 調整指数の注意事項 >

「区内認可保育園」には幼保一体施設、ぷりすくーる西五反田幼児教育施設、認定こども園を含む。

1については、基本指数が就労要件での最高点(父母とも)の世帯は、加算しない。

8、9については申込締切日 に就労し、月額20,000円以上で預けている場合加算する。

4月2次申込締切日は4月1次申込締切日とする。

4、5、8、9については月12日以上勤務し、日中4時間以上の就労が常態の場合、加算対象とする。

10については保護者が短時間勤務を取得(予定含む)する場合は加算しない。

調整指数の加算は、保護者から調整指数に該当することを証する書類が提出された場合に適用する。

育児時間や短時間勤務制度を利用する方については、P.6の注意事項をよくお読みください。